

### 3. ひとり親家庭への支援

#### (1) 市民意向調査等からみられる現状と課題

##### ひとり親の子育てへの不安・負担感の現状

##### 他の世帯構成に比べて高い不安・負担感

ひとり親家庭は、サンプル数は少ないものの、他の世帯構成に比べて「子育てに自信が持てない」、「子どもを嫌になることがある」、「たたいてしまう」などの子育てへの不安・負担感を感じている保護者の割合が高い。

##### 子どもとの接し方、時間、自己実現ができない等の悩みが多い

悩みや気になることの内容では、ひとり親家庭において「子どもとの接し方に自信が持てない」、「子どもとの時間を十分にとれない」、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」といった悩みが挙げられている。

替わって子育てを担ってくれる人がおらずひとりで育てなければならぬために、子育ても自己実現もともに余裕がなく、また、子どもとの接し方についても悩んでしまうことが少なくない状況がうかがえる。

市民意向調査の自由回答においても、経済的、精神的、肉体的にゆとりがないことを訴える意見がみられた。

##### ひとり親家庭のサービス利用意向

##### ほかの世帯構成の場合に比べて保育サービス等の利用意向が高い

ひとり親家庭では、ほかの世帯構成の場合に比べてトワイライトステイ、ショートステイ、病後児保育、一時保育などの保育サービスや、産後ホームヘルパーなどの利用意向が高い。

##### ひとり親家庭の経済的負担

##### 児童扶養手当等の収入限度額の設定、支給額に関する要望

市民意向調査の自由回答において、ひとり親家庭に対する様々な手当・助成制度等の収入限度額の設定が低い、支給額が少ないという意見がみられた。

## (2) 施策・事業の現況と課題

### ひとり親家庭の相談体制

母子自立支援員が、母子家庭の様々な問題について相談に応じ、自立に必要な情報提供や援助を行っている。

今後は、特に母子家庭等の自立支援のための就業相談等の機能を充実する必要がある。また親同士が知り合い、仲間づくりができるような機会の提供も必要である。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
母子自立支援のための相談	様々な問題について相談に応じ、自立に必要な情報提供や援助を行う。	特になし

### ひとり親家庭の日常生活への支援

ひとり親家庭の日常生活への支援として、ホームヘルプサービス事業を実施している。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
ひとり親ホームヘルプサービス	ひとり親になって2年以内、小学校低学年以下の児童がいる、親や子供の急な病気、その他生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを自宅に派遣し、家事や育児等の援助等の日常生活に必要なサービスを行う。(所得により利用者負担あり。) (現況) 延 1,636 回(16 年度見込)	特になし

### ひとり親家庭の自立・就業支援

離婚の急増など母子家庭をめぐる状況の変化に対応し母子家庭等の自立を促進するため、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が平成15年4月1日から施行され、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な施策を推進していくこととなっている。

また、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が平成15年8月11日から施行され、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮をしていくことが求められている。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
母子生活支援施設	死別、離婚等によって母子家庭となった女子や夫の暴力により家を出ている等の事情を持つ女子に対し、生活・住宅・教育・就職等の相談援助を行い、母子の自立を支援する。	DV(配偶者からの暴力)ケース・離婚の増加に伴い、母子の施設の入所希望者が増えている。

## ひとり親家庭の経済的負担の軽減

ひとり親家庭の経済的負担の軽減として、児童育成手当、児童扶養手当等を支給しており、その充実を国と東京都に要請する方向で施策を展開している。

離婚・未婚を理由としての手当受給対象者数が増加しており、ひとり親家庭への支援施策が単なる手当等の経済支援のみならず、ひとり親家庭の自立を総合的に支援することが急務となっている。

事業	事業の目標・内容・実績等 ( 目標は福祉計画掲載のもの)	課題等
児童育成手当	死別・離婚等により父若しくは母がいない 18 歳年度末までの児童を養育している保護者(育成手当 13,500 円/月)、又は 20 歳未満で一定以上の障害のある児童を養育している保護者(障害手当 15,500 円/月)に対し手当を支給する。	特になし
児童扶養手当	死別・離婚等により父と生計を同じくしていない 18 歳年度末までの児童(20 歳未満で中度以上の障害のある児童を含む。)を養育している保護者に対し、児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために手当(全部支給 41,880 円等/月)を支給する。	特になし
医療助成	18 歳年度末までの児童(20 歳未満で中度以上の障害のある児童を含む。)を養育しているひとり親家庭等に対し、健康保険診療の医療費の一部を助成する。所得制限は国の児童扶養手当に準拠し、課税世帯は 1 割分の自己負担がある。	特になし
健康診査費助成	20 歳以上の国民健康保険または政府管掌保険の加入者で、児童扶養手当・児童育成手当・遺族基礎年金・母子(準母子)年金のいずれかを受給しているひとり親家庭等の保護者が、市民医療センターで総合健康診査を受けた場合、その診査料の一部を助成する。助成額は A コース:5,500 円(国保・非課税 1,600 円)、B コース:3,000 円(国保・非課税 1,100 円)	特になし
休養ホーム利用交通費助成	児童扶養手当・児童育成手当・遺族基礎年金・母子(準母子)年金いずれかを受給者で、東京都ひとり親家庭休養ホーム事業指定施設を利用するひとり親家庭に対し、交通費を助成する。助成限度額は、大人 9,000 円、小人 4,500 円	特になし